

令和 年 月 日

(名称) 橋本市生活交通ネットワーク協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
<p>本市の公共交通網は大阪府へ繋がる南海高野線、和歌山市や奈良方面へと繋がるJR和歌山線の2つの鉄道を軸に、路線バス、コミュニティバス、乗合タクシーにより構成されている。地形的事情から交通不便な山間・農村部が多いこと、生活機能を担う商業施設や総合病院が散在していること、旧来の住宅地や郊外地域を中心に高齢化率が進んでいること等から、公共交通の重要性は今後も高まり続けると予想される。</p> <p>現在、人口減少による影響を受け、鉄道やバスの減便や廃止等が相次ぎ、コミュニティバス・デマンドタクシー等による補完が欠かせない状況となっている。引き続き生活交通の安全性・利便性を確保・維持し、市民の生活を守るためにも、本事業は必要不可欠である。</p>
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果
(1) 事業の目標
<p>買い物や通勤・通学、通院等様々な目的で利用され、住みやすいまちづくりの基礎となり市民や本市に関わる全ての人にとって「あってよかった」と思える地域公共交通を維持確保する。</p> <ul style="list-style-type: none">・ コミュニティバス年間利用者数 30,000 人 (令和5年度 28,646 人)・ コミュニティバス収支率 20%以上 (令和5年度 18.6%)・ デマンドタクシー稼働率 30%以上を維持 (令和5年度 42.6%)・ 南海りんかんバス紀見橋本病院線年間利用者数 18,000 人 (令和5年度 17,748 人)
(2) 事業の効果
<p>・ 買い物や通勤・通学、通院等様々な目的で利用され、生活に必要不可欠な移動手段が維持確保される。</p>
3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ① 行政と交通事業者等の連携強化及び交通事業者への支援（橋本市、交通事業者）
 - ・ 行政と交通事業者等における公共交通マネジメントの方向性・理念の共有化
 - ・ 利用しやすいバス車両及び新規サービス導入の支援
 - ・ 鉄道及び路線バスにおける一定水準のサービスの維持・確保（地域公共交通確保維持事業）
- ② 効率的な運行ルート及び運行方法の検討（橋本市、交通事業者）
 - ・ 路線の運行に関する基準の明確化
 - ・ 市内幹線の一本化
 - ・ 利用者アンケート等によるニーズの把握
- ③ 乗り継ぎ利用の促進（橋本市、交通事業者）
 - ・ 乗継拠点の魅力の向上
 - ・ 路線同士のスムーズな乗り継ぎを可能とするダイヤ設定
 - ・ 乗り継ぎによる金銭的負担の軽減
- ④ 地域住民の利用を促進する情報発信手段の検討（橋本市、交通事業者）
 - ・ 交通ネットワークの一元的な情報発信
 - ・ 理解、行動を促すモビリティ・マネジメントの展開
- ⑤ 公共交通への愛着を醸成する事業の実施（橋本市、交通事業者、教育・福祉関係者）
 - ・ 子ども及び子育て世代をターゲットとしたイベントの実施
 - ・ コミュニティバスの愛称「はっこバス」の周知
- ⑥ 地域住民による主体的な課題解決の支援（橋本市、福祉・地域包括支援関係者、各地域第二層協議体）
 - ・ 地域ごとの課題解決に向けた支援
- ⑦ ICT 技術を活用したサービスの改善（橋本市、ICT サービス提供事業者、交通事業者）
 - ・ 利便性向上に向けた MaaS の導入
 - ・ バスロケーションシステムの導入
- ⑧ まちづくりの各施策と連携した公共交通利用促進策の展開（橋本市）
 - ・ 観光振興策等と連携した観光客の移動支援・観光ニーズの創出
 - ・ 子育て支援策等と連携した地域の活動支援、住みやすさの向上
 - ・ 工業団地開発事業と連携した価値向上、誘致活動等の活性化
- ⑨ 市民の健康な暮らしのサポート（橋本市、各地域第二層協議体、医療機関）
 - ・ バス等の公共交通での通院等がしやすい環境・しくみづくり
 - ・ 公共交通を活用した市民の健康づくり事業の展開
 - ・ 高齢者や免許返納者を対象とした移動支援策との連携

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表 1」を添付。

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る 4 路線について、その運行に係る費用総額 28,331 千円のうち、橋本市から運行事業者への補助金額については、運行収入および国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法
・利用者数や収支について、数値指標によるモニタリング・評価を実施
7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
8. 別表1の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付。
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
各路線を走るコミュニティバス車両2台については、耐用年数を大幅に上回る10年を経過し、早急な買い換えが必要となっていることから、安全な輸送を確保するためにコミュニティバス車両2台を購入する必要がある。 ・和歌山230き841 平成23年11月購入 走行距離667,000km (東部線、北部線) ・和歌山230あ842 平成24年12月購入 走行距離685,000km (東西幹線、西部線)
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
・バス事業者、バス車両製造業者と協議を行い、令和6年度中に車両購入(ノンステップ型バス)し、事業年度中に運行開始することで、橋本市コミュニティバス東部線、西部線、東西幹線、北部線の安全な運行を維持する。
(2) 事業の効果
・現行のコミュニティバス路線を維持することにより、生活に必要不可欠な移動手段が確保される。

13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
<p>地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表6」を添付。</p> <p>なお、地域公共交通確保維持事業によって運行を維持する4路線の車両の取得について、購入費用総額44,000千円のうち、橋本市から運行事業者への補助金額については、国庫補助金を差し引いた差額分を負担することとしている。</p>
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
18. 協議会の開催状況と主な議論

- 平成30年6月29日（金）平成30年度第1回協議会
利用状況等報告、生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画）（案）、地域公共交通再編実施計画の策定について協議・合意
- 平成31年1月18日（金）平成30年度第2回協議会
利用状況等報告、恋野橋通行止めに伴う対応等、地域公共交通確保維持改善事業の事業評価、地域公共交通再編実施計画の策定及び市内公共交通の再編実施について協議・合意
- 平成31年3月27日（水）平成30年度第3回協議会
利用状況等報告、恋野橋通行止めに伴う対応等、地域公共交通網形成計画の取組み、地域公共交通再編実施計画の策定及び再編実施について協議・合意
- 令和元年5月31日（金）令和元年度第1回協議会
利用状況、恋野仮橋通行に伴う対応等報告、地域公共交通再編の実施、市生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画）（案）について協議・合意
- 令和元年8月20日（火）令和元年度第2回協議会
利用状況等、地域公共交通再編の実施について（実施日・停留所・ルート（コミ・デマ）・時刻表・運行日・運賃・新設する路線バス）協議・合意
- 令和2年5月20日（水）令和2年度第1回協議会
利用状況等、市生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画）（案）について協議・合意
- 令和2年8月4日（火）令和2年度第2回協議会
第1回ネットワーク協議会の議決結果、かつらぎ町無料循環バスの通過、高野町「夢たまごハイランドタクシー」の運行変更にかかる本市への承認依頼について協議・合意
- 令和3年1月4日（月）令和2年度第3回協議会【書面】
高野町「夢たまごハイランドタクシー」の運行変更にかかる本市への乗入れ、令和2年度地域公共交通確保維持改善事業・事業評価について承認
- 令和3年6月4日（金）令和3年度第1回協議会
利用状況等報告、市生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画）（案）について協議・合意
- 令和4年1月28日（金）令和3年度第2回協議会【書面】
橋本市地域公共交通計画の策定と交通網見直しのスケジュール、令和3年度地域公共交通確保維持改善事業・事業評価について承認
- 令和4年3月 令和3年度第3回協議会【書面】
公共交通網の見直し案、南海りんかんバス3路線廃止について報告
- 令和4年6月1日（水）令和4年度第1回協議会
利用状況等報告、市生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画）（案）、橋本市地域公共交通計画の策定、交通網見直しについて協議・合意
- 令和4年10月26日（木）令和4年度第2回協議会
ICTを活用した実証実験、橋本市地域公共交通計画の内容とパブリックコメントの実施、交通網見直しについて協議・合意
- 令和5年1月10日（火）令和4年度第3回協議会【書面】
橋本市地域公共交通計画の内容について意見集約、令和4年度地域公共交通確保維持改善事業・事業評価について承認
- 令和5年2月13日（月）令和4年度第4回協議会
橋本市地域公共交通計画、交通網見直しについて承認、運転免許自主返納者への支援について協議
- 令和5年6月14日（水）令和5年度第1回協議会
利用状況等報告、市生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画）（案）について承認
- 令和6年1月22日（月）令和5年度第2回協議会（書面開催）
令和5年度地域公共交通確保維持改善事業・事業評価について承認

19. 利用者等の意見の反映状況

市生活交通ネットワーク協議会へ利用者代表として橋本市区長連合会より2名、橋本市老人クラブ連合会、橋本市身体障害者連盟より各々代表委員1名、橋本商工会議所及び高野口町商工会から各々代表委員1名に参加していただいている他、下記の地域懇談会やアンケート調査を実施した。

○地域懇談会の開催

- ・対象：橋本市在住の市民
- ・回数：8回
- ・期間：平成30年6月9日～平成31年2月16日
- ・参加人数：190人

○市民アンケート調査

- ・調査対象：橋本市在住の市民
- ・調査方法：地域懇談会の参加者
- ・調査期間：平成30年
- ・回収状況：168件

○コミュニティバス乗降調査

- ・調査対象：橋本市コミュニティバスの乗客
- ・調査方法：コミュニティバス車内での聞き取り調査（無記名方式）
- ・調査期間：平成30年6月8日～7月27日
- ・回収状況：200件

○インターネットアンケート調査（試行）

- ・調査対象：橋本市コミュニティバスの乗客
- ・調査方法：グーグルフォームを活用したアンケート調査（無記名方式）
- ・調査期間：令和2年9月7日～11月9日
- ・回収状況：7件

○コミュニティバス乗務員を対象とした状況調査

- ・調査対象：コミュニティバス乗務員（南海りんかんバス株式会社）
- ・調査方法：アンケート調査（無記名方式）
- ・調査期間：令和3年7月
- ・回収状況：16件

○コミュニティバス・デマンドタクシー乗降調査

- ・調査対象：橋本市コミュニティバス・デマンドタクシーの乗客
- ・調査方法：車内での聞き取り調査（無記名方式）
- ・調査期間：令和3年11月8日～11日
- ・回収状況：コミュニティバス311件、デマンドタクシー22件

○路線バス・紀見橋本病院線乗務員を対象とした状況調査

- ・調査対象：市内路線バス乗務員（南海りんかんバス株式会社）
- ・調査方法：アンケート調査（無記名方式）
- ・調査期間：令和3年12月
- ・回収状況：16件

○コミュニティバス活性化のための実証実験

（株式会社システムエグゼ、南海りんかんバス株式会社と共催）

- ・調査対象：橋本市コミュニティバスの乗客
- ・調査方法：乗客にQRコードを印刷したカードを配布し、降車時に車載端末にタッチ降車地点をデータとして記録
- ・調査期間：令和5年2月1日～2月28日
- ・参加状況：303名、記録回数1,215回（全利用者1,740人中69.8%）

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 橋本市東家 1-1-1

(所 属) 総合政策部 地域振興室

(氏 名) 阪上 雄大

(電 話) 0736-33-7117

(e-mail) kyodo@city.hashimoto.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。